

JOMF 派遣医師便り (2018. 3)

◆シンガポール◆

一人の患者さんに一つのカルテ

シンガポール日本人会クリニック

日暮 浩実

一人の患者さんに一つのカルテ、当りまえじゃないかと思われるかもしれません。今回、シンガポール政府が出した One Patient、 One Case Sheet (Case sheet とは診療録 (カルテ) のことです) という方針が目指すものは、例えばアイクラウドのような所に電子カルテを作り、それを、シンガポールのどの医療施設からでもアクセスできるようにしようというものなのです。

これが本当に実現しますと各クリニックは自前の施設にカルテを保管しておく必要がなくなり、患者さんはいつでもこのクリニックに行っても自身の過去の病歴や、薬の処方わかるようになります。担当した医師は、以前、どの医師がどんな治療をしたかもわかるようになります。ただ、実際にはそこまでは、行かず、診断名、処方薬、検査結果のみがわかり、診療録はデータベースには載らないということのようです。つまり、このシステムが稼動しても、各クリニックは自前の診療録を持ち続けるということのようです。

しかしながら、導入には、問題もあります。例えば、現在、私立病院と国立病院では使われているシステムが異なり、これを統一するのは容易ではありません。各、私立のクリニックも同じシステムに入らなくてはなりません。導入に関しての各クリニックの費用負担は少なくはありません。現時点ではこれらを 2019 年 5 月までに行えば設備費として 2000 ドルの補助がおられるのですが、この金額はノートパソコンを 1 台買える程度の値段ですので、とても足りません。しかも、それ以後になるとその補助金も出なくなり、全て自費で機器をそろえ、作業を行わなくてはならなくなります。

2020 年までにこのシステムに入らなければ、そのクリニックでは医業はできなくなりますので、これは強制的と言ってよいでしょう。そのため、小規模のコンピュータ化されていないクリニックなどは、これを期に閉院する意向のところも少なくないようです。ある意味、やわらかい引退勧告、閉院勧告と取れなくもありません。

また、全ての患者情報を、国が管理する (国が知る) ことになることは、プライバシー保護の観点からすると心理的に抵抗があるといわざるを得ません。こうしたデータは保険会社さんなども利用したくなるでしょうから、個人情報保護が大切です。そのため、当初は患者データへのアクセスは、どの医療機関からでも自由にということが企図されていたようですが、プライバシー保護の観点から、多くの反対があり、その診療に関わった医師だけが可能という方向に修正されました。アクセスするためには、パスワードが必要になります。また、アクセスしたことは全て記録に残るため、その患者さんに関わりない人のアクセ

ス、担当医が知らない間に行われたアクセスなどは、全て不正なアクセスとして調査され、違反者は罰を受けることとなります。

今回は国の中の共通カルテが話題なのですが、これを進めていくと、診療が全て画一化されていくことになるように思います。すると、特にデータだけを見て判断するような類の診療は、近い将来、人間の医師が不要となりそうですね。人間が残るのは心理的な疾患を扱う分野だけということになるのでしょうか？